

平成24年第1回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成24年2月20日)

平成24年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

招集年月日 平成24年2月20日(月)

告示年月日 平成24年2月13日(月)

招集の場所 大谷処理場 会議室

開 会 平成24年2月20日(月) 午後2時00分

閉 会 平成24年2月20日(月) 午後4時15分

出席議員(14名)

1番	高岡伸行	2番	西山幸千子
3番	中野重高	4番	西岡努
5番	上好忠次	6番	小西啓
7番	佐々木雅彦	8番	村尾礼示
9番	青山まり子	10番	石田春子
11番	竹内きみ代	12番	北猛
13番	杉浦正省	14番	尾崎輝雄

会議録署名議員

7番	佐々木雅彦	8番	村尾礼示
----	-------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	木村要	理事(木津川市長)	河井規子
理事(笠置町長)	松本勇	理事(和束町長)	堀忠雄
理事(南山城村長)	手仲圓容		
会計管理者(精華町会計管理者)	安岡誠		

事務局職員出席者

事務局長	林幸造	主幹	福田全克
主査	國子慶順		

議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 発議第 1 号 相楽郡広域事務組合議会会議規則の全部を改正する規則の件
- 第 4 発議第 2 号 相楽郡広域事務組合議会委員会条例の制定の件
- 第 5 同意第 1 号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件
- 第 6 議案第 1 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件
- 第 7 議案第 2 号 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例等の一部を改正する条例の件
- 第 8 議案第 3 号 相楽休日応急診療所設置条例の一部を改正する条例の件
- 第 9 議案第 4 号 平成 2 3 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）の件
- 第 1 0 議案第 5 号 平成 2 3 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第 2 号）の件
- 第 1 1 議案第 6 号 平成 2 4 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件
- 第 1 2 議案第 7 号 平成 2 4 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件

平成24年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成24年2月20日(月)

大谷処理場 会議室

(午後2時00分 開会)

議長 皆さん、こんにちは。

ただ今から、平成24年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

なお、広報掲載のため議場内の写真撮影の申し出があり、これを許可しましたので御了承願います。平成24年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、各市町村議会での活動など、公私極めて多用の中、御出席賜り厚くお礼申し上げます。2月も半ばを過ぎ、春の訪れも間近になってまいりましたが、まだまだ厳しい寒さの毎日であります。議員の皆様方には3月議会を控え、公私極めて御多用のところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会に提案されます案件は、平成24年度予算及び平成23年度補正予算など極めて重要な案件が提案されます。慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られまことを、お願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に御協力賜りますようあわせてお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席議員14名全員でございます。

これから、本日の会議を開きます。

代表理事からあいさつを受けます。

木村代表理事。

木村代表理事 皆さん、こんにちは。

平成24年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成24年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、公私とも何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、今日のこの定例会の会場も急遽この大谷処理場の2階の会議室に移させていただきました。相楽会館につきましては、今、6月からスタートします休日応急診療所のスタートに向けて、いろいろ改修を進めているところでございます。そういった意味からもこの場に移っていただきました。皆さんには御不便をかけたかなと、このようにも思っておりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。平素は当組合の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、我が国経済は、東日本大震災による生産・物流機能の損壊や欧州景気の悪化などを背景に輸出が減少したことを初め、円高によります国際競争力の低下懸念なども相まって、GDPのマイナス成長となるとの報道もなされております。悲観的な見方が広まっているのも事実であります。一方、2月10日には復興庁が発足し復興事業が本格化し、復興事業への期待が高まりつつあり、円高によるマイナス要因をこの震災復興投資が補う形で、2012年の後半には日本経済は期待を込めて景気回復軌道をたどるとの見通しもございます。

御承知のとおり、政府は一般会計の総額が90兆円余りにのぼる来年度予算案を国会に提出されました。特に、社会保障と税の一体改革によります社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成のため、消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%へと税率を段階的に引き上げるなどの税制抜本改革の関連法案が、平成24年度に国会に提出される予定であります。

また、構成市町村の財政は、地方交付税の抑制や社会福祉関係経費の増加等により、引き続き非常に厳しい状況が続いております。このような中、財源の約80%が構成市町村の分担金である本組合としましては、事務の効率化を図りながら効果的な組合運営を目指し、さらなる経常経費の徹底した節減により歳出を抑える一方、し尿処理事業を中心に消費生活センターの運営など、地域住民の期待に的確にこたえられるよう各種事業に取り組んでいるところでございます。

それではここで、昨年11月21日に開催しました定例議会以降の本組合の主な内容について御報告申し上げます。

初めに、し尿処理業務につきまして、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては、下水道の進捗によりまして年々減少しており、平成23年12月末現在でし尿は前年比8.3%、浄化槽汚泥は前年比2.3%とそれぞれ減少しており、今後も減少していくことが予想されます。

また、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、平成17年度より下水道の整備等に伴います一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法、いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえまして、その措置としてし尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます京都南部環境事業協同組合に委託して業務を遂行しているところでございますが、自立的な運転がなされるとともに、適正な処理業務が行われております。

次に、相楽消費生活センターにつきまして御報告申し上げます。開設後間もなく2年が経過しようとしておりますが、本年度の相談件数につきましては12月末現在で359件、1日平均2件の相談であります。前年と比較しますと24件、6.3%の減となっております。また、来所相談の比率が32%と高くなっており住民の皆様にとりまして、より身近なセンターであるのではないかと考えております。相談内容につきまして

は、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向で、出会い系サイト、携帯電話の不当請求、住宅関連、葬儀互助会といった相談が多い状況でございます。

次に、ふるさと市町村圏振興事業につきまして報告いたします。本事業は、基金7億円の運用益によりソフト事業を展開しております。「相楽ふるさと塾」につきましては、去る2月4日に修了式を迎え18人の方が修了され、今後各地域での活躍が望まれるところであります。また、「相楽の文化を創るつどい」につきましては、去る2月12日に南山城村文化会館「やまなみホール」におきまして、10団体が出演され400人の御参加のもと成功裏に終了いたしました。

「広域観光を活かしたまちづくり」をテーマとしますシンポジウムにつきましては、来る2月26日、日曜日に相楽会館大ホールで、相楽ふるさと塾の修了生で構成されております、ふるさと相楽21と本組合の主催により開催いたします。

最後に、休日応急診療所につきましてでございます。

まず、改修工事の入札につきましては、一般競争入札として木津川市または相楽郡内に主たる事業所（本店）を置く者で、木津川市または相楽郡内町村のいずれかに建築一式工事に係ります入札参加申請を行っており、建設業法第3条の規定による建設業の許可を有し、特定建設業及び一般建設業の建築一式工事における最新の経営事項審査総合評定値（P）が600点以上であるという参加資格を定めました。応札者は10社であり、12月22日に執行しました結果、予定価格1,213万円に対しまして、和束町の吉村建設工業が993万8,000円、落札率81.9%で落札されました。1月下旬から工事を始めていますけれども、現在の工事の進捗率は約30%となっております。

次に、用途変更の手続につきましてであります。相楽会館の用途が集会所から一部診療所となるに当たりまして、本地域が市街化調整区域のため、都市計画法の規定に基づく用途変更の手続が必要となり、その手続を進めてまいりました。その結果、1月26日に京都府開発審査会におきまして審議され、同日付で京都府知事の許可となりました。

最後に、初度備品の購入に係る入札につきましては、2月17日から順次入札手続を行い、改修工事完成後の3月29日に納品することで進めているところでございます。

また、看護師の募集につきましては、各市町村、相楽医師会等へ働きかけをしており、最終的には3月中旬までに一定の人数確保ができるよう進めているところでございます。

以上が今日までの経過でございます。

今後も関係機関との連携を密にしながら、本事業の実施に向けまして取り組んでまいる所存でございます。

さて、今定例議会に提案いたします議案は、平成24年度一般会計予算及び特別会計予算など8件でございます。

以上、報告を申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ど

うかよろしくお願いいたします。終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、行政報告を行います。

事務局、お願いいたします。

林事務局長 行政報告を行います。

分担金の条例に対します規則に関連するものでございます。後ほどの予算あるいは補正予算に関連いたしますので、あえて報告をさせていただきます。お手元のほうに報告第1号及び報告第2号の順で配付しているところでございます。

まず、報告第1号につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

相楽郡広域事務組合分担金規則等の一部を改正する規則についてでございます。これにつきましては、11月21日に開催の当組合議会におきまして可決承認していただきましたところでございますが、分担金の一部改正に関連するものでございます。添付しております資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

本規則につきましては、相楽郡広域事務組合分担金規則、福祉センター相楽会館の使用並びに管理に関する規則の一部改正の2条構成となっており、また第1条の分担金規則の改正内容につきましては2号構成となっております。

まず、第1条第1号の改正内容につきましては、1点目は分担金条例の一部改正において、休日応急診療所運営に係る経費の負担割合を追加したことにより、引用条文を整合させたところでございます。

2点目につきましては、休日応急診療所の負担割合のうち運営的経費に係ります受診者数割の算出基準を定めたもので、前年度1月1日から当該年度の12月31日の間の市町村別の受診者数とするものでございます。

施行については、本年4月1日ということでございます。

次に、第1条第2号の改正でございますが、分担金の算出における人口割につきましては、住民基本台帳法が改正され、その中に組み入れられることになりまして総人口の表現を住民基本台帳人口というふうに改めたものでございます。

第2条につきましては、相楽会館の管理規則の改正内容でございます。本規則改正については、ただ今もありましたように休日応急診療所の設置に伴いまして、従前貸し出しをしてきました小ホール、読書室、相談室が貸し出し対象外となるということでございます。

次に、第2号について御説明申し上げます。これにつきましても、新旧対照表をご覧くださいと思います。

本規則の改正につきましては、去る11月21日の当組合定例会で、し尿処理の収支に関する報告書で御報告をさせていただいたところでございます。し尿処理の収支にお

ける収入不足の発生と今後の予算対応等として報告いたしました内容のうち、収支不足額を補てんするために必要な規則改正を行ったものでございます。

また、現行の分担規則第2条第5号に搬入量実績割が定められておりますが、この割合は前年度の1月1日から当該年度の12月31日の間に、し尿処理施設へ搬入された市町村別のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量とすると規定されておりました。しかし、この収支不足分につきましては、過去における搬入量実績割の一種ではございますが、本則の規定とは異なるため、附則に搬入量実績割の特例として追加したものでございます。このことにつきましては、後ほど提出される一般会計補正予算にも関連いたしますが、し尿処理手数料の単価と、し尿処理一般委託料の単価に差額が生じていた昭和53年4月から平成9年10月までの期間における搬入量実績に伴い発生いたしました収入不足額に適用するものでございます。

以上で、行政報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これより議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第112条の規定により、議長において指名します。

7番佐々木雅彦議員、8番村尾礼示議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月6日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、発議第1号、相楽郡広域事務組合議会会議規則の全部を改正する規則の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者である西岡議員より提案理由の説明を求めます。

西岡議員。

4番西岡議員 4番議員の西岡努でございます。発議第1号、相楽郡広域事務組合議会会議規則の全部を改正する規則について、地方自治法第112条及び相楽郡広域事務組合議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正等に伴い、相楽郡広域事務組合議会

会議規則の全部を改正するものでございます。現行の会議規則は昭和56年8月に制定されて以来、30年間一度も改正されずに今日に至っております。しかし、当組合の構成団体は6町1村から1市3町1村に、また議員定数は21人から14人と変化しております。また、平成20年の地方自治法改正では、協議または調整を行う場、いわゆる全員協議会の設置が法律上明確に位置づけられるなど、組合議会の例規に係る見直しは避けられない状況となっているところでございます。

以上のようなことから、昨年10月6日、11月4日、本年1月26日、そして2月6日と、4回にわたり議会運営委員会を開催し検討を重ねてまいりました。当初は、全員協議会の活動を正規の議会活動として明確に位置づけることのみ、一部改正で考えておりましたが、現行のままではこの後、提案します委員会条例との整合性が保たれない箇所もございますので、今回全部を改正として提案させていただくものでございます。原案作成に当たりましては、標準市町村議会会議規則を参照するとともに、構成市町村議会の会議規則との整合も図りながら検討を重ねてまいりました。

それでは、主な改正箇所の説明を申し上げます。

現行の会議規則は、第1章から第15章の全113条で構成されておりますが、改正案では、第1章から第17章の全124条で構成しております。

まず、2ページ目の下段、第14条（議案の提出）について第2項を追加し、委員会が議案を提出できるようにしております。

次に、3ページの上段、第18条として、秘密会の動議を追加しております。

次に、5ページをお願いします。最下段、第55条（質疑の回数）ですが、同一議題について、現行2回を3回に改正しております。

次に、6ページの最下段の第66条として欠席の届け出、また7ページの中段、第71条として分科会または小委員会を追加しております。

8ページをお願いします。最下段の第91条として請願の紹介の取り消しを追加しております。

次に、10ページ目の下段、第113条として代理弁明を追加しております。

次に、11ページの中段、第119条として会議録の配布、第120条として会議録に掲載しない事項を追加しております。

次に、第122条として全員協議会、そして第123条として議員の派遣を追加しております。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

青山議員。

9番青山議員　　9番青山です。質問、先ほど提案理由ということで、基本的な2点の説明がありました。従来構成のメンバーとか定数も変わってるけれどもそのままであるとか、もう1点は全員協議会の法的な根拠が法律で明確になったので、それをこの中に反映させたという2点の説明がありました。これで基本的には大変、従来ちゃんと整理すべきことが改めて整理されたということで、いいことであると考えます。ちょっとお聞きをしたいと思うんですけども、今まで余り問題にされてこなかったと思うんですが、委員会としてのいろんな位置づけとか明確にありますが、この広域事務組合の場合、委員会というのはどういう委員会を位置づけていらっしゃるんですか。

4番西岡議員　　今のところ委員会というのはありませんが、今後出てくることがあるかどうかということで、規則に掲載しております。

議長　　よろしいですか。

ほかにございませんか。

西岡議員、もうないようですので。

なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長　　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

発議第1号、相楽郡広域事務組合議会会議規則の全部を改正する規則の件を採決します。

原案のとおり決することに賛成の方の、挙手を願います。

(全員挙手)

議長　　挙手全員であります。

よって、発議第1号、相楽郡広域事務組合議会会議規則の全部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました会議規則に基づき、全員協議会規程を別添えのとおり公布する準備を進めておりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

次に、日程第4、発議第2号、相楽郡広域事務組合議会委員会条例の制定の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者である西岡議員より提案理由の説明を求めます。

西岡議員。

4番西岡議員　西岡努でございます。発議第2号、相楽郡広域事務組合議会委員会条例の制定について、地方自治法第112条及び相楽郡広域事務組合議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出をします。

提案理由は、相楽郡広域事務組合議会委員会条例を制定する必要があるため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第109条の2及び第110条並びに第111条の規定に基づき提案をするものであります。

本発議につきましても、先ほどの発議第1号と同様に、議会運営委員会で4回の協議を行い、また、原案作成に当たりましては、標準市町村議会委員会条例を参照するとともに、構成市町村議会の委員会条例との整合も図り、提案させていただいている次第でございます。

それでは、条例案の主な内容を御説明いたします。

条例案は、本則27条と附則2項で構成しております。第1条は、議会運営委員会の設置として、第1項には議会に議会運営委員会を置くとし、第2項では議会運営委員会の委員の定数を5人とし、その内訳は組合構成市町村から1人ずつとしております。

なお、現行の議会運営委員会規程第3条第1項では、委員会の委員は、議長、副議長及び各市町村より1名をもって組織すると、規定されておりますが、この条例の施行後は、議長は地方自治法第105条の規定により委員会に出席していただくとし、副議長は、委員外議員として出席していただくこととしております。

次に、第3条は特別委員会の設置として、特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置くことができるとしております。

その他、各条の内容につきましては、皆様が御承知おきと存じますので、省略させていただきますが、附則第2項では、この条例の施行と同時に現行の相楽郡広域事務組合議会運営委員会規程は廃止することにいたしております。

どうか、よろしく御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長　なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第 2 号、相楽郡広域事務組合議会委員会条例の制定の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方の、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、発議第 2 号、相楽郡広域事務組合議会委員会条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、同意第 1 号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、同意第 1 号を提案させていただきます。

同意第 1 号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について、相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 住 所 | 京都府相楽郡和束町大字別所小字葎谷 2 番地 |
| 2 氏 名 | 村城 康裕 |
| 3 生年月日 | 昭和 8 年 1 1 月 1 9 日 |
| 4 経 歴 | 平成 3 年 4 月 和束町議会議員
平成 1 9 年 4 月 和束町議会議員 満了辞職 (4 期)
平成 1 9 年 6 月 和束町公平委員会委員
平成 1 9 年 1 0 月 和束町公平委員会委員長
平成 2 0 年 3 月 相楽郡広域事務組合公平委員会委員 |

平成 2 4 年 2 月 2 0 日提出 相楽郡広域事務組合代表理事

この村城康裕様の任期が、3 月 2 7 日で満了となることから、同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会に同意を求めるものでございます。

御審議をいただき、原案のとおり御同意賜りますようお願いいたします。

終わります。

議長 以上で議案の提案説明が終わりました。

この案件は、人事案件でもあり質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この採決は挙手によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成24年2月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

現在、本組合の給与条例に管理職手当の規定がありませんので、本規定を加えるもので、その額については給料月額に100分の10を乗じて得た額の範囲内で、規則で定める基準に従い支給するものでございます。

なお、規則の案をお示ししておりますとおり、次長は100分の10としております。よろしく御審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。終わります。

議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方の、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第2号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例等の一部を改正する条例について、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例(平成4年12月制定)の一部を改正する条例を、別添のとおり定めます。

平成24年2月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

基金設置条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例2件につきまして、引用条文の整合性を図るものでございます。

よろしく御審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。終わります。

議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方の、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号、相楽休日応急診療所設置条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、議案第3号を提案させていただきます。

議案第3号、相楽休日応急診療所設置条例の一部を改正する条例の件について、相楽休日応急診療所設置条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成24年2月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

京都府、京都市、京都府医師会及び京都府歯科医師会のガイドラインにより、名称を開設者の名称プラス診療所名とする必要があるため、相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所に名称の変更するものでございます。

御審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。終わります。

議長 以上で、議案の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号、相楽休日応急診療所設置条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方の、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、相楽休日応急診療所設置条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第4号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)を、別添のとおり定めま

す。

平成24年2月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算(第1号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ435万7,000円を減額し、補正後の総額を6億1,164万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の内容でございますが、まず、歳入につきましては、分担金は487万7,000円の増、負担金は、1,469万9,000円の減、繰越金は546万5,000円の増となっております。

次に、歳出では、し尿収集運搬業務委託料201万4,000円の減、精密機能検査業務入札残90万3,000円の減とするものが主なものでございます。

以上、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の概要を申し上げます。以上、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の概要を申し上げます。

なお、事務局より補足説明をさせますので、よろしく御審議をいただき、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。終わります。

議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局、お願いいたします。

福田主幹 事務局の福田でございます。

それでは、議案第4号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)についての補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ435万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,164万3,000円とするものでございます。

次に4ページをお開きください。

まず、歳入でございますが第1款、第1項、第1目分担金でございます。本組合におけます分担金は、分担金条例並び規則の規定に基づきまして年度中に精算をするというものでございます。算出基準、人口や搬入量でございますけれども置きかえるとともに、当該年度の不用額見込み、また、前年度の繰越金を含めまして精算を行うとするものでございます。また、先ほど行政報告で申し上げました、し尿処理の収支における収入不足額の精算につきましては、し尿処理特例分といたしまして、分担金規則の特例規定によりまして、平成23年度末の予測額につきまして、それぞれ御負担をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、資料集、こちらの11ページをお願いいたします。ちょっと字が小さいんですけども、11ページのこの表の、右から3つ目のところに太枠で囲んだところがございます。上には、し尿処理特例収支不足分分担金と書いておりまして、これの最下段の額1,148万4,000円と記載しておりますけれども、このそれぞれの市町村、南山城村さんにつきましては負担額がございませんが、それぞれ4市町に御負担をいただくものでございます。1,148万4,000円の内訳が、ここに記載をしているものでございます。

また、お手数ですが、予算書のほうの4ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第1款分担金及び負担金、第1項、第1目分担金は、487万7,000円の増額をお願いするものでありまして、説明欄にもありますとおり、広域圏、相楽会館、し尿処理、消費生活につきましては、それぞれ精査をして減額を考えておりまして、一番下段し尿処理特例分といたしまして、先ほどの資料にもありました1,148万4,000円を御負担いただくこととなります。

次に第2項、第1目負担金でございますが、説明欄にもございますように、し尿処理手数料負担金から不用額見込み分、前年度繰越金充当分、分担金振替分としまして1,469万9,000円を減額いたしまして、8,273万1,000円とするものでございます。

次に、第4款、第1項、第1目の繰越金546万5,000円の増額補正でございます。これは、純繰越金で426万4,000円の増額、また過年度のし尿くみ取り手数料の余剰分で120万1,000円を増額いたしまして、説明欄に記載のとおり補正後の繰越金の内訳をこのようにするものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。5ページをお願いいたします。

第3款、第1項清掃費につきまして、各種業務の入札、執行残を精査いたしまして不用額として減額するものでございます。そのうち、第2目し尿処理費のうち、し尿収集運搬業務委託分につきましては、搬入量の予測の結果183.1キロリットル、バキューム車で約100台分、201万4,000円を減額しようとするものでございます。

6ページをご覧ください。

第6款予備費でございますが、純予備費といたしまして、本年度当初に計上いたしました103万1,000円のうち、93万6,000円を減額させていただき、先ほど歳入でありました各それぞれの分担金の減をいたすものでございます。

なお、7ページには市町村ごとの分担金精算一覧表として、お示しをしておりますので、具体的な精算額につきましては、右の合計欄の網掛け部分がそれぞれ市町村の精算額となっております。

また、8ページには、参考といたしまして今回の分担金補正の算出表を添付しておりますので、お目通しいただければと思っております。

以上で、議案第4号の補足説明といたします。

御審議の上、御可決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方の、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事　それでは、議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)について、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)を別添のとおり定めます。

平成24年2月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万3,000円を減額し、補正後の総額を3,310万7,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の内容でございますが、まず、歳入では繰入金で42万4,000円の減、繰越金では前年度繰越金の確定に伴いまして14万9,000円の増、諸収入で1万8,000円の減額とするものでございます。

次に、歳出では振興費で、広報誌の作成、相楽ふるさと塾などの実施に伴います事業執行残19万3,000円の減、予備費で10万円の減、衛生費で改修工事入札残による備品購入費への組みかえをするものでございます。

以上、平成23年度特別会計補正予算(第2号)の概要を申し上げまして提案説明いたします。

なお、事務局より補足説明をさせます。

御審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長　提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局、お願いいたします。

福田主幹　それでは、議案第5号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)につきましてはの補足説明を申し上げます。

それでは、予算書4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第2款、第1項、第1目ふるさと市町村圏振興事業基金繰入金につきましては、42万4,000円の減額、第3款、第1項、第1目繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、14万9,000円を増額するものでございます。第4款、第2項、第1目雑入で、相楽ふるさと塾参加者の資料代の減、また、コピー代の増も含めまし1万8,000円の減額というものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。5ページでございます。

第1款、第1項振興費につきまして19万3,000円の減額でございますが、各種事業の入札、また執行残の不用額を精査いたしまして、それぞれ減額いたしまして、また第2款、第1項予備費につきましては、10万円を減額するものでございます。第3款の第1項衛生費につきましては、補正額はございませんが、休日応急診療所の設置に伴います相楽会館改修工事の入札残等を新年度に予定しておりました診療所開設の初度備品、主にはレセプトコンピューター、電話機、空気清浄機などの購入を前倒しし、実施をさせていただく費用に充てるため予算科目の組みかえを行うものでございます。

また、資料集の最後のページ、29ページには、平成24年2月9日付で京都府山城広域振興局長から、平成23年度京都府みらい戦略一括交付金の額の内示につきまして通知がございました。当初申請をしておりました1,100万円の満額の内示額となっております。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第6号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事　　それでは、議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

平成24年2月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

それでは、提案説明を申し上げます。

平成24年度一般会計予算編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえ、歳出を厳しく精査し、分担金の削減に努めました。

また、各市町村の企画、衛生、消費生活、医療及び財政担当課長会議をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で理事会において決定をし、御提案させていただくものでございます。

平成24年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,500万円といたしております。前年度との比較では100万円、0.2%の減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入では分担金及び負担金5億8,664万8,000円で、歳入総額の約95%を占めております。その内訳といたしましては、分担金は4億9,554万3,000円、負担金は9,110万5,000円であります。一方、使用料及び手数料は1,898万8,000円で、歳入総額の約3%を占めております。

次に、歳出につきましては、議会費は42万5,000円、総務費は3,535万円、衛生費は3億1,194万7,000円、商工費は991万1,000円、公債費は2億5,700万9,000円、予備費は35万8,000円をそれぞれ計上いたしております。そのうち、衛生費及び公債費で、予算総額全体の92.5%を占めております。

以上、平成24年度一般会計予算の概要を申し上げます提案説明といたします。

なお、事務局より補足説明をさせます。

よろしく御審議を賜り原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

議長　　提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます。

事務局。

福田主幹　　それでは、議案第6号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、先の代表理事からの提案説明と一部重複する部分もございしますが、全体を通しての流れといたしまして、前年度からの変更点や特に重要な点などを中心に、補足説明を申し上げます。

まず、歳入から説明申し上げますので、平成24年度一般会計予算書の4ページをお

開き、お願いしたいと思います。

最初に、第1款、分担金及び負担金の第1項分担金でございます。

分担金におきます変更点などにつきましては、まず、休日応急診療所の業務が当初予算といたしましては、平成24年度から新規となりますことから、右端の説明欄2行目でございますとおり、1,612万7,000円の計上でございます。前年度より分担金総額が増加した要因となっております。

また、説明欄5行目の、し尿処理特例分につきましては新規の計上でございます。先の平成23年度補正予算にもございましたとおり、これまでからのし尿処理手数料の収入額と、し尿収集運搬業務委託料の支出額との累計で、差額に不足が生じる部分での特例の分担金を、平成24年度では579万5,000円と見込みましての計上しております。一方、し尿処理の従来分につきましては、これまでからのし尿搬入量の減少傾向を受けまして、平成24年度も対象経費全体が減少しますことから、分担金も前年度より611万3,000円減少しております。その他、分担金全体では職員人件費などの共通経費を、それぞれの分担金項目に按分しておりますが、平成24年度から休日応急診療所の業務が新たに加わりましたことから、この共通経費の按分率も変更しましたため、それぞれの分担金で総額の変動が生じております。

なお、市町村ごとの分担金額につきましては、予算書の16ページ以降に算出資料をつけておりますので、後ほど参考にご覧ください。

次に、第2項、負担金につきましては、各市町村から搬入されましたし尿の量に応じました、各市町村からの負担金でございますが、下水道等の普及に伴いまして搬入量の減少に伴いまして、前年度より632万5,000円の減少でございます。

次に、第2款、使用料及び手数料に入りまして、第1項、使用料でございますが、御承知のとおり、休日応急診療所の開設に伴いまして、相楽会館の貸し室が2階の大ホールだけとなりましたことから、前年度より半減の20万円を見込んでおります。

5ページに移りまして、第2項、手数料でございますが平成24年度は、許可業者の2年ごとの更新年に当たりますことから、説明欄に記載のとおり、浄化槽と一般廃棄物処理業の許可手数料を、それぞれ7万円ずつ見込んでおります。

次に、第3款、府支出金につきましては、消費生活センターの運営に対します補助金でございますが、当初の計画では平成24年度をもって補助金が終了しますことから、京都府に対しまして補助の継続を要望しているところでございます。

次に、第4款、繰越金でございますが、前年度まではし尿くみ取り手数料の余剰分の繰越金ございましたが、平成23年度中で黒字から赤字に転じたことからこの分がなくなり、平成24年度は純粹の繰越金1,000円だけの計上でございます。

あと6ページの第5款、諸収入につきましては、前年度と同額でございます。以上

の歳入合計で6億1,500万円となるものでございます。

続きまして、7ページからの歳出でございます。

まず、第1款、議会費でございますが、前年度と同じ内容でございます。

次に、8ページに移っていただきまして、第2款、総務費の第1項、総務管理費でございますが、まず、最初の第1目、理事会費につきましても前年度と同じ内容でございます。

次の、第2目、一般管理費でございますが、事務職職員の人件費で定期昇給などによりまして、予算額が増加しております。その中で、前年度からの変更点につきましては、まず、先の第1号議案で、管理職職員の設置に係ります条例改正を御承認いただきましたが、これに伴い職員手当の中に管理職手当を新設します反面、報酬での事務局長報酬を10%減額としております。また、9ページに移っていただきました、備品購入費では、購入後7年以上が経過しました事務用のパソコンが、ここ数カ月間に相次いで不調を来たしておりますことから、ノートパソコン4台の更新を予定しております。

次に、第3目、相楽会館費につきましては、貸し室が2階大ホールだけとなりましたことから、光熱水費の減少などで総額が前年度より減額となっております。

次の、第4目、公平委員会費につきましては、前年度と同じ内容でございます。

次に、10ページに移っていただきまして、第2項、監査委員費につきましても、前年度と同じ内容でございます。

続きまして、11ページに移っていただきまして、第3款、衛生費の第1項、保健衛生費でございます。休日応急診療所事業につきましては、その設置の財源にふるさと市町村圏振興事業基金の充当など、財政面での有利性を図りますため、特別会計での経理といたしたものでございます。このため、本来一般会計で経理すべき経費を、特別会計に移したことに由来することから、特別会計での診療所事業の収支不足1,268万9,000円を一般会計から繰り出しするものでございます。

なお、平成24年度での特別会計の運営に、一定の目処がつかましたならば、ふるさと市町村圏振興事業基金の運用益の一部を、この診療所事業にも充当してまいりまして、一般会計繰出金、ひいては各市町村分担金の軽減にしていきたいと思いますと考えておる次第でございます。

12ページに移っていただきまして、次に、第2項、清掃費でございますが、まず第1目、清掃総務費につきましては、需用費でのし尿くみ取り券の印刷で、前年度印刷の残数などの関係から20万円の減額を見込みましたことから、総額で前年度より減額となっております。

次の、第2目、し尿処理費につきましては、近年のし尿処理量の減少傾向に伴います関係経費の減額が続いておりまして、前年度からは委託料におきまして、大谷処理場の

運転維持管理業務で410万円、し尿収集運搬業務で903万円の減額でございます。また、前年度では3年ごとに実施をしております精密機能検査がございました半面、今年度は大谷処理場の各種修繕工事に係ります設計書の査定業務を、4年ぶりに委託しますための経費を計上しております。

次に、13ページに移っていただきまして、第4款、商工費につきましては前年度に、消費生活センターの開設に伴います、組合ホームページの更新作業委託がございました関係で、前年度より減額となっております。

続きまして、14ページに移っていただきまして、第5款、公債費でございますが前年度と同額でございます。

最後に、15ページの第6款、予備費を加えまして、以上の歳出合計で6億1,500万円となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の前年度との比較を中心とします概要でございました。

なお、そのほか関係します内容を先ほども紹介しております資料集ということで、別にお配りしておりますので、必要に応じましてご覧いただきますよう、お願いいたします。

以上で、議案第6号の補足説明とします。

御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

西山議員。

2番西山議員 2番西山です。細かいことで申し訳ないんですけども、予算の13ページの商工費、職員手当、通勤手当なんですが、資料のほうを見せていただいたときに13ページのところにA、B、Cとあって、そのCの方は2回という形になっているんですけども、これはなぜこういう形になっているのか、教えていただければ。

議長 林事務局長。

林事務局長 通勤手当は実費で、月々支給するのは車等については常時支給するんですけども、電車である場合については以前は月々やっていたんですけども、現在は国の制度が変わりまして半年ごとに支給するということになっておりますので、そういう関係でこういう表記をしていると思います。以上です。

議長 西山議員。

2番西山議員 そしたら、AとBの方は車で、Cの方は電車ということですね。ありがとうございました。

議長 ほかに、ございませんか。

青山議員。

9番青山議員 9番青山です。資料のところでちょっと質問させていただきたいと思います。

全体は先ほど説明がありましたように、このくみ取り量が全体的に減っていった傾向で、昨年度に比べて特にし尿の処理事業が2,327万6,000円減額というふうになっていますが、特に5ページですね。昨年はこの搬入量が1日に52.8キロリットルのところを、今年はさらに少なくして、50.4キロリットルということになるわけですが、基本的には相楽郡内でもいつも指摘させていただいてる内容なんです。計画的な、この下水道の整備によって徐々に減っていくということは、もう明らかだと思うんですけども、今日、この組合が設置されてる目的も、し尿処理の目的であるわけですので、将来、今後の方向ですね、その辺をお聞きしたいのがまず1点。

それから、人件費のところで、ほぼ昨年並みということになっています。予算のところでいつも、指摘をしているんですが、この8ページのところに業務委託の比較表というのがあります。ここに、人件費ということで4,793万円計上されています。簡単に頭割りしたら684万円ということですので、統括責任者の方はもっとたくさんいただいているということになると思うんですけども、冒頭、代表理事が説明にありましたように、もちろん合特法に基づいて一定のこの給料の保障とありますが、そういうことはわからなくてもいいですけども、この予算の内容でもおわかりのように、代表理事の説明でも、ほぼ分担金と負担金でほぼ95%がこの運営にかかっているわけですね。そういった意味で見ましたら、この資料の20ページにありますように、全体がほとんど分担金、うちの村が4,000万円ということで、もちろんこの管理だけではなくて、公債費も含んでの話ですので、全部が全部そこにいっているわけじゃありませんけれども、やはり全体の分担をなくすというところでは、委託の内容が適正かどうかということが疑問なんですけれども、この2番目です。その見解を伺いたいというふうに思います。

それから、5ページの4番目です。経年維持点検の補修費ということで、もちろん少なくなっているものの結構大きい金額で、計上されています。この内容は、7ページに詳しく説明があります。7ページに書いていますABCというふうに書かれている内容については、その6ページの上には書いていますように、見積精査業務を委託したところのその手法を用いて、適正に2名の方が査定をした結果、これが必要だということになっているわけですが、毎年結構ずっとされているわけですが、これは、一定補修工事ということで、毎年ずっとこういう5,000万円、前の年は幾らになっていますかね。23年、4,877万6,000円。通常の点検と、工事等はちょっと違うと思うんですけども、通常の点検がこの中の幾らなのか、新しい補修事業は今回幾らなのか、毎年このぐらいの5,000万円近く要するようなこの項目なのか、その辺はいかが

でしょうかというのが、3点目です。

それからもう1点は、休日診療を6月からしていただくということで、先ほど入札の内容であるとか、ほぼ30%今、やっただいてるという説明がありました。その中で、ちょっとお聞きをしたいと思うんですが、実際、体制等はこれから整備して、看護師さんも募集してやっていくという説明がありました。対応していただく休日診療所、対応していただくお医者さんですね、相楽郡のお医者さんは何名ぐらいで、対応していただくのか、お聞きをしたいと思います。南山城村の医院も参加していただくというふうにお聞きをされているところですけども、相楽郡内では、何人ぐらいのお医者さんが、参加してこの休日に当たっていただくのか、御説明いただきたいと思います。

議長 林事務局長。

林事務局長 ただいまの青山議員さんの御質問にお答えします。

まず、下水道の進捗等に伴います、大谷処理場の維持管理の関係でございます。これも既に事業を始めて10年を経過して大分、経年劣化が出てきているということでございます。我々といたしましても、平成28年から29年にかけて、この処理施設についてはいわゆる1日76キロリットルでございますけれども、36キロリットルの処理能力から言えば50%になるというのが、平成28年から29年ごろになるのではないかなと思っております。その時期に合わせて、通常の維持管理にプラスですね、大規模修繕という形で、一定の施設の構造改善ですか、を考えているところでございます。現在、各槽あるいはそれぞれ、いわゆる2路、経路がございますけれども、それを一本化して、いわゆる経費削減を図っていくということを考えているところでございます。

それから、人件費につきましてはこれは、いろんなやり方があるんですけども、私たちは委託に関しましては、建設物価、公共事業の場合に国がいわゆる電気工事士が何人いる場合には何ぼにせよ、いわゆる現場作業員は何ぼにせよ、こういうのをきめ細かく、近畿あるいは、国や関東と地域ごとにも出してくるのですが、それをベースにつくっておるものでございます。現在7名のいわゆる現場主任を初め、それぞれの資格を持った職員を配置しておりますので、適正にしているところでございます。

それから、委託内容は適正かどうか、これは今の分に関係しますけれども、これは私ども職員の中にも、いわゆる年間を通じて一定の講習を続けた職員もおりますし、まず現場もいろいろ努力しているんですけども、それが適正かどうかということ、第三者がきちっと適正に把握をというか、いわゆる適正に評価をするということを含めまして、現在の国の財団の、環境省関係の財団でございますけど、そこに委託をいたしまして、現場が出てくるものがそれぞれ実質的に適正なのか、あるいは、いわゆる予算要求が適正なのかということを含めて、そういった判断をしておるところでございます。

それから、休日診療所の関係でございます。これは現在、医師会会員が約130人ほ

どおられるということでございますけども、当休日診療所については、内科、小児科のみということでございます。その中で現在、医師会のほうでアンケート、希望調査をいたしましたところ、26名から27名が参加していただくということで、回答を得るところでございます。基本的には1名でございます。内科と小児科の先生はそれぞれ今のままでいけば、年2回程度出務することになるのではないかなというところがございます。ただし、小児科の先生は非常に絶対数が少ないものでございまして、今、この診療所の中については、子どもたちの、いわゆるここに受診される方は多いというのが現状でございますので、その辺この医師会でも十分相談しながら、適切な対応をとってもらいたいなと思っております。なお、年末年始のインフルエンザ等の時期については、一応原則1名でございますが、状況によったら2名体制を検討するというのも合わせて、現在のプロジェクトチームの中で、検討しておるところでございます。

以上でございます。

議長 青山議員。

9番青山議員 減っていくのは、当然理解されているわけで、今の説明では平成28年、29年には1日36キロリットルぐらいになるので、ほぼ50%ぐらいになるという説明でした。そのときに含めて、大規模な修繕をしていくということですが、この50%になる当初76キロリットルの半分になるという、この搬入量も減って、維持管理はそのままで、なおかつ、お金を幾ら投資するかわからないですが、大規模な修理もしていくということで、その中でどのような削減がされるか、大変疑問なところでございますけれども、今それを一定の計画と3年、5か年計画でと言ってもすぐ出てこないと思っておりますので、やはりそういう見通しのある話であれば、一定の構想ですね。もちろん4、5年先ではありますけれども、段階的にどういうふうに考えていらっしゃるのか、そういうのも見通しとして、この予算じゃなくても方向性はちょっと示していただけたら今後ですね、と思います。

それと人件費については、建設単価で、もちろんこの導入するときも全員協議会等で何回も論議してありますので、私も十分理解はするところですが、ある面では、ここには一切メスを入れないというような説明のようにお聞きをしたんですが、再度そういうことで、理解してよろしいのか。

それから、この4番目の経年維持点検補修費の部分ですね。毎年約5,000万円ぐらいの、この通年の維持管理点検修理が必要なのかどうか、それでこの新年度の24年度は、この中の新たな工事とはどんな整備工事なのか、例えば7番に乾燥焼却設備整備工事と書かれておりますけれども、新しい事業、工事というのはこの中で一覧表の中に7ページのどれが当たるのか、通年毎年こうやってる経費の分はどうかという辺はどうでしょうか。

議長 林事務局長。

林事務局長 再度の青山議員さんの御質問にお答えいたします。

大規模修繕に関係しましては、24年度以降、関係市町村の皆さん方とまた専門家の意見も入れながら、こういったものを対応してまいる計画をつくっていきなというふうに思っております。

それから、人件費についてはこれは5年先、現在76キロリットルと想定をした処理規模を持ってますので当然、完了すれば一定の人員削減等も立てられるということになるかと思います。合わせまして、今の国のいわゆる環境対策ですか、CO₂の排出とか、あるいはリサイクルとかこういうような時代でございますので、そういう問題を合わせてこれからの問題を考えていかないといけないんじゃないかと思ってるところでございます。ここは、非常に施設が新しい、10年以上たっている割に非常にきれいに管理をされ、昔の施設を御存知の方がもしおられましたら、おいと非常に厳しかったです。この施設本当にすばらしい施設で、こういう現在の今日的な施設能力を持ってる構造でございます。ただ、相楽地区におきましては、今、青山議員がおっしゃったように南山城村さん、あるいは笠置町さん、あるいは木津川市の周辺部、あるいは和束町と周辺部ということで一定し尿処理あるいは、浄化槽の部分が結構残ってるということでございまして、相楽地区の人口全体からすれば10%弱は今後も残ってくるということが想定されます。そういうことから言えば、それで第3の施設をまたここでつくるのかという話をもうこれは本当に、現実の話になりますので、これは今私、議員が御指摘の問題と合わせまして、当然我々、今後の対応として、今問題を十分計画をつくっていくというような形に思っておりますところでございます。

それから、維持管理については、これはお金をかければかけるほど、いいというものでもないですし、じゃできるだけ手を抜いて、手を抜いてというのもおかしいですけども、それだけお金をかけらんと置いといたらね。必ずあと3年後、5年後には大きな負担になって返ってくるというのが、こういった施設の問題でもあります。ですから、私たちは専門家の意見を聞きながら現場の、いわゆる日々現場でそれぞれこの機械を担当しております皆さん方から御意見をいただきながら、日常的な運用をしているところでございます。現在1億数千万、1億5,000万円ぐらいの要求額は、できたら上がってくる中で、それは一つ精査をして優先度をかけて、ABCというようなことをかけてですね、それでこれは事実として必要やという形でAの部分を中心にいわゆる新年度予算に反映されてやっていくという感じのやり方をしておりますところでございます。

以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方の、挙手を願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

ただいま、15時34分、15時50分まで休憩といたします。

小西議員 もう一つやのに。いけさ。

議長 いきますか。わかりました。

日程第12、議案第7号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、議案第7号を提案させていただきます。

議案第7号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を別添のとおり定めます。

平成24年2月20日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

それでは、提案説明を申し上げます。

平成24年度特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000万円といたしております。前年度比較では、860万円、75.4%の増となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入では、財産収入は308万円、休日応急診療所収入は1,687万5,000円、繰越金は4万3,000円、諸収入は2,000円をそれぞれ計上しております。

特に、ふるさと市町村圏振興事業基金の運用につきましては、本年3月30日に5年定期預金が満期となりますことから、今後の運用につきまして、商品、預託期間、預託

先など、さまざまな角度から理事会において検討を重ねてまいりました。現時点では、5年程度で満期を迎えるものでの運用として、債券での運用の場合にあっては、国債や京都府債等の金融機関預金よりも好条件のものを検討し、債券での適切な運用先が見つからない場合は、金融機関への5年定期預金による運用を基本として検討を進めております。金融情勢が日々変化し、まだ結論が出せない状況でありますので、現在の運用の満期であります3月30日直前まで、先ほど申し上げました条件での検討を継続してまいります。

次に、歳出でございます。平成24年度におきましては、相楽休日応急診療所の開設に伴います運営経費を1,687万5,000円、ふるさと市町村圏振興事業につきましては、事業の見直しを図り、人材育成につきましては一定の成果もあり、今後はこれらの人材の活用という観点から、ふるさと塾の修了生情報交換会や、まちづくりシンポジウムを相楽ふるさと塾の修了生で構成されます「ふるさと相楽21」に担っていただくための事業費補助、第20回目を迎えます「相楽の文化を創るつどい」本組合の情報を積極的に発信するため「ホームページ」の3事業を計画しております。これらの事業を推進するための振興費は312万5,000円を計上しております。

以上、平成24年度特別会計予算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお、事務局より補足説明をさせます。御審議をいただき、原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明がありましたが、補足説明を求めます。

事務局。

福田主幹 それでは、議案第7号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきまして、補足の説明を申し上げます。

まず、平成24年度予算編成の考え方を説明申し上げますので、恐れ入りますが資料集の23ページをお開き願います。

資料集23ページの冒頭に記載しておりますが、平成24年度では、ふるさと市町村圏振興事業基金の運用が、平成23年度末で満期を迎えますことから、現在、次期での有利な運用を模索しておりますものの、現下での金利情勢では運用益の大幅な低下が避けられない状況でございます。

また一方では、懸案でありました休日応急診療所事業が、振興事業の一環として新たに加わりまして、平成23年度での準備を経て、平成24年6月の開設を予定しているところでございます。

このように、収入の大幅な減少が見込まれます半面、新たな事業が加わるという情勢からは、平成24年度ではスクラップ・アンド・ビルドの考えによりまして、既存の事

業の見直しと整理を強く進めていかなければならないものと考えております。

よって、資料に記載しておりますとおり、「安心安全の推進」「公共人材等の活用」「情報発信の推進」の3つの柱、3つの観点で再編整理いたしまして、事業推進を図ろうとするものでございます。

それでは、予算書に戻っていただきまして、まず歳入から説明申し上げますので、予算書4ページをお開き願います。

最初の第1款、財産収入につきましては、現時点での見通しといたしまして、年0.44%、利子308万円での運用を想定いたしました。平成23年度までの運用が年1.25%でございましたので、運用益は3分の1近くまで落ち込むものでございます。

次の、第2款、休日応急診療所収入につきましては、歳出も含めまして、休日応急診療所事業に係ります収支の範囲がわかりやすく把握できますよう、新たな単独の科目にまとめたものでございます。すなわち、歳入におきましては、この第2款、休日応急診療所収入の範囲が、診療所事業関係のすべてとなるものでございます。その中で、第1項、府補助金につきましては、新たな交付対象が発生する場合を想定いたしまして、1万円の計上を、次の第2項、診療報酬収入につきましては、6月以降での診療所運営を、1日8人、一人9,000円の58日間と見込みまして、417万6,000円の計上を、さらに第3項、一般会計繰入金につきましては、先の一般会計で説明をしましており1,268万9,000円の計上でございます。

5ページに移っていただきまして、第3款、繰越金につきましては、平成23年度の決算見込みから、4万3,000円の計上を、次の第4款、諸収入の第2項、雑入につきましては、前年度までは相楽ふるさと塾の参加者の一部参加負担金がありましたもので、減額となっております。

また、予算科目の廃止といたしまして、繰入金につきましては、前年度までの国民文化祭開催に伴う、各市町村への文化交流事業助成金の一部として、基金運用益の一部を取り崩していましたものの廃止でございます。

以上の歳入合計で、2,000万円となるものでございます。

続きまして、6ページからの歳出でございます。

歳出におきましては、冒頭に説明申し上げましたとおり、事業の再編整理を行いましたことから、予算科目を、これまでからの振興事業分を第1款の振興費に、新たな休日応急診療所事業分を第2款の衛生費にへと、2つにまとめたものでございます。このため、昨年度10月の臨時議会におきまして、御可決いただきました、予算の弾力条項の適用は、第2款、衛生費の範囲となるものでございます。

それでは、順に申し上げますと、まず第1款、振興費につきましては、資料集で先ほど説明を申し上げましたとおり、「公共人材等の活用」と「情報発信の推進」に係りま

す4事業の経費を第1目、振興総務費から、第3目、広域的事業推進費にかけて計上をいたしております。

なお、第4目の振興費予備費につきましては、従来の振興事業に係ります予備費として計上しておりますが、現時点での、基金の運用内容などが固まっていませんために、予備費計上しておりますものの、各種事業の運営が進みました時点におきましては、この一部を休日応急診療所事業に充当していくことの調整を進めていく考えでございます。

次に、7ページに移っていただきまして、第2款、衛生費、つまり休日応急診療所運営事業費でございます。

休日応急診療費は、昨年10月4日に社団法人相楽医師会との間で締結しました「相楽休日応急診療所の開設に関する覚書」の内容に基づいて算定していますほか、医薬材料費などの経費につきましては、初年度でございますので、ほかの事例を参考に概数で計上している部分もございます。

診療所の運営内容に関しましては、昨年8月に基本的な内容を御説明申し上げたところでございますが、経費面から見ますと、まず、賃金では看護師を2名で計上いたしております。

次に、報償費では、医師1名並びに薬剤師1名の派遣に係ります謝礼を、それぞれ計上しておりますほか、診療所の円滑な運営を行うための、「相楽休日応急診療所運営委員会」の設置を予定しておりまして、委員のうち行政以外の方の謝礼を5人、2回開催として計上いたしております。

需用費では、事業諸雑費、特に医薬品などを概算で計上してありますほか、次の役務費では、法律上の賠償責任を補償するための医師賠償責任保険と医師等の通勤途上における事故等によります補償をするための傷害保険をそれぞれ計上させていただいております。

次に、委託料では、診療費請求に係ります医療事務員1人の派遣委託料などの運営諸経費のほか、特に診療所の管理は、医師法第10条で医師しか行えませんが、社団法人相楽医師会に対しましての、管理医師委託料を計上してございます。

そのほか運営諸経費のほか、実際の運営状況に、まだまだ不透明な部分がありますことから、予備費として237万1,000円を計上しております。

以上の歳出合計で2,000万円となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の概要でございました。

なお、そのほかの関係します内容を資料集といたしまして、別にお配りをしておりますので、必要に応じましてご覧いただきますよう、お願いいたします。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

青山議員。

9番青山議員　　9番青山です。予算では、基本的には患者1日8人、一人9,000円ということで、計上する。特に休日診療所の分ですね、ということになってますが、住民に利用していただくために、お知らせなり啓蒙なりというのは、どのような計画をされてるのでしょうか。

議長　　林事務局長。

林事務局長　　青山議員さんの御質問にお答えいたします。

今年の6月の開所を目指して現在、施設開所の、ようやく入札あるいは工事が始まったと。あるいは京都府からの許可もいただいたというところでございます。

また、看護師さんあるいは医師会のローテーションの関係も、今、詰めをやってるところでございます。何とか必要な人員が確保できるだろうという状況でございます。

今、御指摘がありましたように、ちょっと医療はできるだけ多くの皆さんに信頼を得て、利用していただかないとこれは意味がありませんので、今、啓蒙あるいは各市町村との連携をしながら、住民の皆さんが相楽の休日応急診療所ができたよと不幸にして、休日にちょっとことになった場合には、そういう施設がありますということ、これから最大限啓発PRしていきたいなと思っております。具体的に何月に何回とかいうことまではいっておりませんが、最大限そういうPRを考えていきたいと思っております。ポイントは、山城病院さんが現在、年間、休日年末含めて約70日でございます。今年にも一日平均100人を超えるような日もありますが、年間5,000人近く行っておられます。そのうちの、20%あるいは30%、いわゆるその本当に病院に必要な方あるいは簡単に済むような方こういうものを含めて、市町村との連携と合わせて、病院との協力体制もぜひやっていって、お互いの役割分担をきちっとしていって、住民の皆さんにそういうことを理解していただいて、診療所を利用していただくというような形で思っておりますので、今そういったこと、青山議員さんがおっしゃいましたことにつきましては、十分今後もう少し具体的にしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いします。

議長　　青山議員。

9番青山議員　　事務的なところでは、お医者さんなり、看護師さんなり体制の件は今、おっしゃったような内容でいいと思うんですが、利用する住民から言いましたら、もちろん休日ですので、じゃ、どんなときに利用できるのか、救急車はそこには行かないわけですし、言ったら風邪だったら行くのかとかいうね、そういうのをわかりやすく示さなければ、いけないんじゃないかというのがまず1点と、それからもちろん、広域

で実施するわけですので、広域でそのお知らせなり、啓蒙も当然必要だと思うんです。1点は、もう1点は、やっぱり、それぞれのところが利用していただくことも大事なので、それぞれの市町村は、どういうふうなお知らせができるのかというふうに、行政それぞれの市町村にもそれを提案して実施していただくことが必要だと思うんです。方法はいろいろあると思うんですが、南山城村は、IP電話等がありますので、連日そういう報道できればいいと思うんですが、報道する内容にしても村が単独でできるんじゃないかと、そのもとの記事は記事なり報道するおおもとは、ここになるということではやはりその辺の監督なり、責任なりどんなふうに、そういうつもりでやっていただくとお思いますけれども、利用は各市町村にもお願いするとして、その辺どうですか。

議長 林事務局長。

林事務局長 再度の青山議員さんの御質問にお答えします。

現在、医師会それから薬剤師、それから各市町村の担当でプロジェクトチームをつくって、今、詳細な分をしてるところで、対応してるところです。今、施設対応とか、そういうことで今までやってきましたけども、今後、住民の皆さんにどう利用していただくのかということを含めて、プロジェクトチームの中で、さらに検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにございませんか。

北議員。

12番北議員 まず2点ほどですが、先ほど看護師とか募集してるとおっしゃいました。ただし、27人のお医者さんが年2、3回出られるということですが、必ず病院というところは看護師さんがいるんですね、これは。そんなら、そのお医者さんの専属の看護師さんみたいなのかな、これやったら、ほな、こんな休日だけ来てくださいという看護師さんよりもまあ言うたら、わしの相棒ここよ、かゆいところ知っとるわいという看護師さんを採用する、そういう部分もあるんじゃないかなというのが1つ。

それと2つ目ですが、基金7億円が満期になるというような話をお聞きしましたが、何%か知らんけど。たとえ30%、50%でもね、銀行がつぶれるより国がつぶれるのが先か言うたらやっぱり、銀行がつぶれてその後、国がつぶれるでしょ。だからやっぱり、ちょっとその投資というんですかね、そら外国の前も言うたことあるけど外国のものを買いに行くよりも、やはり日本の国債、それとか京都府の府債というのかな、それも確かあるはずですよ。そしたら、そこら辺も1つ、研究してみる必要がある、あほみたいにとにかく、南都銀行じゃ、京都銀行じゃということなしに、国債と府の府債とあります。そういうものを、それを研究して、やることも必要じゃないかとひとつ提案しておきます。

2点終わり。

議長 林事務局長。

林事務局長 北議員さんの最初の御質問にお答えをします。

看護師は現在ハローワークで一応募集はしてるんですけども、今、北議員さんが言われましたように、なかなかこういう日曜日だけ来てくれと、しかも月1遍とか月2回とか、非常に不安定な要望になりますので、なかなか難しいだろうなということがあったんですけど、一応我々公共機関としてハローワークを通じて出してます。間もなく締め切りをするんですけども、現在医師会のほうで今、北議員さんからの提案がございましたように、医師会の先生方のほうで、それぞれ働いている看護師さんがおられますね、この方に今、一応希望者をいわゆる事業の趣旨を理解していただいて、月1遍ぐらいだったら出てあげましょうというそういう看護師さんは、今のところ6人から7人ほど確保できてました。で、合わせて各市町村の健康推進課のほうにも、例えば木津川市3名、精華町3名と、みな割り当てをしまして、やったところ現在7名、精華病院も含めて、応募というか履歴書をいただいて、なってきたということで、基本的には14名おれば、いわゆる2名体制で、大体月1回ぐらいのペースでいけるというような形で、実際にそれぞれの地域で活動してというか仕事してくれる方を来ていただくということに、何とか目処が立ちましたので、それでは、ちょっと非常に看護師さんの確保が非常に難しいということで、心配してたんですけども、しかもこの中途半端な業務実態でありますので、しかし何とかこれだけいたということです。

それから、2点目につきましては、会計管理者のほうから、答弁します。

議長 安岡会計管理者。

安岡会計管理者 2点目の基金運用につきまして、お答え申し上げます。

貴重な御意見をありがとうございます。先ほど代表理事から、提案説明の中でも触れましたように、昨年11月から具体的に国債なりの債券での運用につきまして、理事会で検討を行っているところでございます。

結論から申し上げます、今回の予算で計上いたしました0.44%は、昨年12月に圏域内にございます金融機関に対しまして、参考見積もりを徴しましたところ、一番有利な条件が0.44%だったということで、予算計上を行っております。ただ、検討に加えております債券での運用でございますが、現時点での国債の運用は、表面金利で0.3%という状況でございます、銀行よりも低い状況でございます。理事会におきましても、国債それから京都府債、それから旧の公営企業金融公庫と言います地方公共団体金融機構、こちらの債券を優先的に運用してまいりたいというふうに考えてございますけれども、現在の金利情勢がその債券におきましても、5年の債券におきまして0.4%を上回るものが見当たらないという状況でございます。そのような状況から、引き続き3月末の満期までに、検討を継続いたしまして、その時点で見つからなければ、

金融機関での預金というのを、運用というものを選択してまいる必要があるというふう
に考えてございます。

以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

佐々木議員。

7番佐々木議員 休日診療所の問題この間の説明の中では、休日診療所を開くにつ
いては、職員さんが出勤するという話がありますよね。ところが、先ほど可決した一般
会計予算も含めて、それに該当する経費がどこにあるかということですね。従来の例え
ば、「文化を創るつどい」というのは、どちらかという、単発的な事業だから、特別
会計のほうはいわゆる事業費が中心に配られたわけですけども、今回の休日診療所は多
分これ、日常業務になるわけですね。週1週以上は、一週間1週以上は、お付き合いす
るわけなんですね。開業の段階で、そうなった場合、要するに職員さんの出勤は要する
に、何の業務になるかとかですね。要するに診療所の維持管理としての業務になるので
あれば、本来はこの特別会計に組んでいくのがいいかと、その分の経費を。そうじゃな
しに、例えば日常業務、例えば日曜日に出勤するか、じゃあ、その次の週の火曜日なら、
火曜日に代休を取ると。通常日常業務を、その出勤した日曜日のときにやるというこ
とであるんだったら、確かに一般会計で処理するのが正しいとは思いますが。一体どう
いう位置づけで、この間の議論の中では、診療所の維持管理の一環として出勤するとい
うふうに聞こえてくるんですが、どういう位置づけでこの出勤状況を確保されるのか。

また、当然出勤すれば、その期間、週1回、一人はね。代休になるんだったら、平日
勤務の業務量が減るわけですね、それぞれのその辺の考えはどうなんでしょうか。

議長 林事務局長。

林事務局長。 佐々木議員さんの御質問にお答えを申します。

診療部門につきましては、医師、薬剤師、看護師2名、それから医療事務が1名と。
これらによって、日常業務をやっていただくこととなりますけども、我々職員についま
しては、交代で会館管理という名目で、出勤をするということになります。当面は、4
時間という非常に短いですけど、その後、今後、定着していけば、医師会等の皆さんの
同意が得られれば、さらに延長していくという形となりますけども、職員につきましては、
会館管理というのがメインの業務になります。以上です。

議長 佐々木議員。

7番佐々木議員 会館管理だけだったら、いわゆる職員である必要はないわけす
ね。例えばどこの部署でもありますけども夜間だけの管理のために、職員でなしに一般
の例えばアルバイトの方とかにお願いすることもあるわけです。会館管理ということは
その、例えば通常平日にやってる業務はしないということなんですか。

単純に4時間、要するにいと、その場所にいるという業務だけをするんだったら、極めてそれは効率の悪い話になってくるわけですね。今後さっき決まったように、もし定着すれば、この4時間だったところが6時間とか、時間が延びる可能性がある。そうしたら、ほぼフルタイムで、職員さんも遅れるといけないから、恐らく始まる前に来ますよね。それで、終わった後に帰りますよね。当然これは会館であれば。ということは、4時間で済まないわけですよ。事実上ね。そういう傾向にある中で、単に会館管理として出勤されるんですか。それとも、日常業務の一部をそこでやるということも含めた出勤になるのかによって、位置付けが変わってくるわけですから、その辺はその人事管理を含めて、どういう。会館管理だけだったら、わざわざ正職員さんを出勤させる必要はないと思いますので。

議長 林事務局長。

林事務局長 再度の御質問でございます。御指摘の点については、検討をしているところでございます。我々もそこに会館管理について、シルバー人材センターに頼むとか、あるいはアルバイトの職員をとというようなことも考えましたけども、今の状況で言えばとても、今の分担金なりあるいは、ものを増やすという形には、市町村であれば今、いろんな歳入と言うんですか、あると思いますが、我々の場合は全部、分担金でお願いするということになりますので、それはちょっととてもできないなということから、現容の体制の中で、こういった事業を今回たまたまというか最終的に、京都府下で一番ほかの地域とか既に整備されてる休日診療所が、今でも設置されてないというところから、どこがやるかということで、広域しかないなというところから来ましたので、当面我々は、こういった形で対応したい。ただ、日常業務がどこまでとか、会館管理はどこまで、それは、我々の業務の中では、いろんな職員といろんな臨機応変に対応しないとあかんところがありますので、あえてどういうことかと言えば、会館管理が主たる業務ですよということで、我々が出てると。だから会館管理の中には、診療業務の中で、今いろんなことが予測されます。利用者からの電話だったり。そういうことも含めて会館管理という意味で申し上げたんで、それは当然、我々職員がここに出ると。当然、その日については、いわゆる勤務された分以外の代休ですという形でやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 いや、2回ということで。

ほかにございませんか。

村尾議員。

8番村尾議員 資料集の23ページ、中、3点お聞きしたい。

まず、1点目が、「相楽ふるさと塾」と「相楽の文化を創るつどい」を完了させるということについて、やはりこれを完了させるという背景に文化が育ったとか、これから

継承されていくという判断に至った経緯、その辺のことを伺いたいと思います。

それと、2点目の相楽ふるさと塾の完了によりまして、相楽ふるさと塾の修了生団体を助成ということが今回出てきたわけですので、この助成にかかわる考えですね。例えば、300人からの卒業、修了生、塾生がおられるわけで、どういうそのつながりがあるのか、その辺の問題もあろうかと思えます。それで、塾生の方々とどういう連携をされてるか、そのような実態把握も含めて、どのように考えられるかということ伺いたいということが2点目です。

3点目ですけど、「だい好き！そうらく」の発行の取りやめ、これをもってホームページなり、そういった効率的な情報発信を目指していかれるわけですけど、やはりそういった広域圏だよりというのは、定着してるんじゃないかなと、これは私は思っております。当然機械を扱いになる方々も、各戸配布で手元に来るわけですので、その相楽地域の活動が、手元で見れるのがいいんじゃないかなと思っております。その辺の効率的な情報発信をどのように考えていかれるかということをお伺いします。

議長 福田主幹。

福田主幹 事務局福田でございます。今、ふるさと市町村圏事業につきまして、3点ほど御質問いただきました。

村尾議員さんも、ふるさと塾のほうに御参加をいただいておりますので、大変ありがたい御意見と思っております。私ども、初めから関わっておりまして約20年ふるさと塾をやっております。広域事務組合でやります関係上、やはり昔は7町村、ここに至っては1市3町1村、広域的な観点に立った人材育成という形の観点で、ふるさと塾であれば18年間、「相楽の文化を創るつどい」であれば19年間続けてこられたわけでございます。その間、ふるさと塾につきましては、333名の方が御参加をいただきまして、それぞれの地域で広域的な観点を持った形で、活動をしていただいております。また、文化を創るつどいにつきましても、それぞれ各、開始しました平成5年、19年前におきましては、まだまだ文化サークル等の活動が盛んではなかったと思えます。また、そういった文化協会もなかったと。19年、いろいろとそれぞれの地域の文化活動団体が、交流し発表の場を提供することによって、明るい相楽づくりに貢献していただけた。このようにも自負しているところでございます。何分これら2つの事業につきましては、資料集のページにも23ページにも書かれてますとおり、一定、我々事務組合でやっていくところの、広域的な観点に立った人材育成、また、文化事業につきましては提示をさせていただいて、今後は、市町村におきまして、その人材の活用をお願いしたいと思っております。そこらの意見集約をするという意味でも、ふるさと塾につきましては333人の方が一堂にということは、なかなか難しいとは思いますが、修了生の集いを開催し、活動の状況を報告し合うことによ

って、また新しい活動につなげていただきたい。そういうふうなことで今回、改変をさせていただきますましたものでございますし、冒頭、私のほうでも補足説明をさせていただきますましたとおり、利息での運用がベースとなります。まず、利息が低くなったということ。さらには、ふるさと振興事業の中に、先ほど佐々木議員も御指摘がありましたけれども、休日応急診療所という、相楽圏域住民の命を守る事業が加わったということが、まずもって今回の再編検討をし、特別会計の予算を計上させていただいた内容となっておりますので、大変活動が活発になっていく中で、新たに塾というカリキュラムが組めないのは心苦しい点は、事務局でも持っております。その辺は各市町村で、今後は活用をしていただきまして、それぞれ町の代表の方が相楽という中で、視点で活動していただけたらなというところでは、これからも事務組合のその役割は担っていききたいなと思っておりますので、いろんな御意見、また議会でも紹介していただきたいというふうに思っております。

あと、「だい好き！そうらく」の関係でございますけれども、やはりこれも、利息の関係がまず第一でございます。先ほどの青山議員の御質問にも関連しますけれども、これから休日診療所を相楽会館で6月からやっていくということの周知につきましても、私どもで唯一の広報誌であります、「だい好き！そうらく」がなくなるわけで、これらにつきましても、各市町村ホームページのトップページに、事務組合でも結構ですし、相楽休日診療所でも構いません。また、相楽消費生活センターのコーナーをトップページに設けていただきまして、一番目につくところに私どものPRを、これはまだまだ各市町村の御協力が必要な部分でございますけれども、それらのものを、お願いをして皆さんに事務組合のやっていることを知っていただく、そういうふうな形で各市町村とも協力していただいて、取り組んでいきたいと思っておりますし、ふるさと事業につきましても、ふるさと市町村圏特別会計、本当に基金運用がうまくいきましたら、また新しい事業も取り組めるわけですが、今はやはり住民の命を守るという新しい事業に重点を置いた取り組みになるかというふうに思っておりますので、どうか御理解のほうお願いをしたいというふうに思っております。

議長 村尾議員。

8番村尾議員 総体的な答弁だと思いますけれど、塾生団体への助成の考えについては、いろんなところで活動をやっておられる方々の意見も含めて、検討していただけたらなと思います。それと、「だい好き！そうらく」の取りやめについては、やはり基本は考え方としては効率的なものの考えてるという表現ですので、やはりちょっと違うんかなと思います。効率ばかり求めるんじゃなくて、やはり住民の方々が、相楽の方々が、やはり手元でそういった活動の資料を見られるということがやはりよかったわけですねと思います。効率ばかりじゃなくて、今後また新たにできるものあれば、考えて

いただきたいなと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は、長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆様のご今後の御健勝、御多幸と御活躍を御祈念申し上げます。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後4時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長

会 議 録 署 名 議 員

〃

いただきたいなと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は、長時間にわたり慎重に御審議を賜り、大変ありがとうございました。

議員の皆様のご今後の御健勝、御多幸と御活躍を御祈念申し上げます。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後4時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 尾崎 輝雄

会 議 録 署 名 議 員 佐々木 雅彦

” 村尾 礼示